

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則

○産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

訓 令 甲

○宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

告 示

○有害図書類の指定

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

○昭和四十二年宮城県告示第五百三十七号(奨励品種の指定)の全部を改正する告示

○飼料の試験結果の公表

○保安林の指定の解除

○保安林の指定施業要件の変更

○道路の区域変更

○景観計画の策定

○都市計画決定の図書の写しの縦覧

○都市計画変更の図書の写しの縦覧

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

(大河原地方振興事務所)

一七

一七

ページ

○土地改良区役員の退任の届出
選挙管理委員会

○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

規 則

宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百二十二号

宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 宮城県税条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

別表様式第三十九号の項中

「法人事業税更正・決定・加算・決定」を

「法人事業税更正・決定・加算・決定・加算金決定」

「法人事業税更正・決定・加算・決定」を

「法人事業税更正・決定・加算・決定・加算金決定」

「法人事業税更正・決定・加算・決定」を

「法人事業税更正・決定・加算・決定・加算金決定」

その一に改める。

その二に改める。

(北部地方振興事務所) 一七

一七

一八

様式第二十号の五中

「(農地利用集積円滑化団体等用及び土地改良区用)

を

「(農地中間管理機構用及び土地改良区用)

に改める。

様式第三十九号中「第20条の9の3第3項」を「第20条の9の3第4項」に改め、同様式を様式第三十九号(その二)とし、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第39号 (その2)

第 号
年 月 日

所在地
法人名

宮城県

所長 印

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税更正（決定）
法人事業税・特別法人事業税の ^{過少申告} _{不申告} 加算金決定 通知書兼徴収金納額告知書
重

地方税法第20条の9の3第4項（第55条、第72条の39、第72条の41、第72条の41の2）の規定によつて下記のとおり更正・決定し（同法第72条の46（第72条の47）の規定によつて加算金を決定し）たので通知します。

なお、不足税額及びその他の徴収金を指定納期限までに同封の納付書により、納付書記載の納付場所に納付してください。

この通知により納付すべき税額等				指定納期限	この通知により減少する税額等				
法人県民税					法人県民税				
法人事業税					法人事業税				
特別法人事業税					特別法人事業税				
過少申告加算金					過少申告加算金				
不申告加算金					不申告加算金				
重加算金					重加算金				
合計					合計				
課税番号	事業年度又は連結事業年度	申告区分	申告期限	申告年月日	税務官署処理年月日				
	年 月 日から 年 月 日まで								
事業税					県民税				
課税標準					税率	税額	使途秘匿金税額等		
1号事業又は2号事業	所得割	総額				課税標準となる法人税額の総額			
		年 万円以下の金額				本県分の課税標準となる法人税額			
		年 万円以下の金額				法人税割額			
		年 万円を超える金額				道府県民税の特定寄附金税額控除額			
		計				外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額			
	軽減税率不適用の金額				外国の法人税等の額の控除額				
付加価値割	総額				仮装経理に基づく法人税額の控除額				
	付加価値額				利子割額の控除額				
資本割	総額				差引法人税割額				
	資本金等の額				既に納付の確定した当期分の法人税割額				
収入割	総額				租税条約の実施に係る法人税割額の控除額				
	収入金額				既還付請求利子額が過大である場合の納付額				
3号事業	所得割	総額				過不足法人税割額			
		所得割額				算定期間中において事務所等を有していた月数			
	付加価値割	総額				均等割額			
		付加価値額				既に納付の確定した当期分の均等割額			
	資本割	総額				過不足均等割額			
		資本金等の額				利子割還付額			
収入割	総額				減少する法人税割額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う繰越控除税額				
	収入金額				各種加算金				
合計事業税額							過少申告加算金		
事業税の特定寄附金税額控除額							不申告加算金		
既に納付の確定した事業税額							重加算金		
差引過不足事業税額									
内訳	1号事業又は2号事業	所得割			分割基準	県民税	総数		
		資本割					本県		
	3号事業	所得割				事業税	従業者、固定資産価格、軌道延長		
		資本割					総数		
減少する事業税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う繰越控除税額								本県	
特別法人事業税								事務所等、発電用固定資産、電力容量	
課税標準							総数		
1号事業の所得割に係る特別法人事業税額							本県		
2号事業の収入割に係る特別法人事業税額									
3号事業の収入割に係る特別法人事業税額									
合計特別法人事業税							総数		
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額							軌道等		
既に納付の確定した特別法人事業税額									
租税条約の実施に係る特別法人事業税の控除額									
差引過不足特別法人事業税額									

- 1 1号事業とは地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業を、2号事業とは同項第2号に掲げる事業を、3号事業とは同項第3号に掲げる事業をいいます。
- 2 不足税額に対しては、不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に納期限（申告納期限）の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6%（この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については年7.3%）の割合（平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した金額（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）の延滞金を加算して納めてください（地方税法第56条第3項及び第72条の44第3項の規定による控除期間がある場合は、延滞金の計算期間から除きます。）。なお、法人事業税及び特別法人事業税の延滞金の計算は、法人事業税及び特別法人事業税の合算額によつて行うこととなります。
- 3 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- 4 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

 - (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

「(農地利用集積円滑化団体等及び土地改良区)」
 「(農地中間管理機構及び土地改良区)」
 第六十七号(ヤシ三) 中
 又は
 第六十七号(ヤシ三) 中
 又は
 第六十七号(ヤシ三) 中

第六十七号(ヤシ三) 中「車検有効満了日の3か月前から」や「継続検査又は構造等変更検査を受ける場合に限る」は「健康保険証」の「等」や「400円(1年・1台あたり)」や「」。

第二章 宮城県条例施行規則の「第百六十九号」
 第五号(ヤシ一) 裏、第五号(ヤシ三) 裏、第五号(ヤシ四) 裏、第五号(ヤシ五) 裏、第五号(ヤシ六) 裏及び第五号(ヤシ七) 裏中「前年に」や「」の規定により告示された割合」や「に規定する平均貸付割合」は「特例基準割合」や「延滞金特別基準割合」は「(以下「特例基準割合適用年」という。))」や「当該特例基準割合適用年」や「その年」は「特例基準割合に」や「延滞金特別基準割合に」は「」。

第六十号(ヤシ四) 裏中「以後」や「から令和2年12月31日まで」は「租税特別措置法」や「所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号) 第15条の規定による改正前の租税特別措置法」は「割合とします」や「割合とし、令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特別基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中において、その年における延滞金特別基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とします」は「平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中において、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合とし、」や「割合」や「割合」と

し、令和3年1月1日以後の期間については、延滞金特別基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞金特別基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)は「」
 第八号(ヤシ一) 中「から第九号(ヤシ二)の規定」は「第十号(ヤシ三)及び第十四号(ヤシ四)中「前年に」や「」の規定により告示された割合」や「に規定する平均貸付割合」は「特例基準割合」や「延滞金特別基準割合」は「(以下「特例基準割合適用年」という。))」や「」
 「当該特例基準割合適用年」や「その年」は「特例基準割合に」や「延滞金特別基準割合に」は「」。

第六十号(ヤシ一) 中「平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合に満たない場合には、その年中において、年7.3%の割合に年4%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中において、その年における延滞金特別基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合に年7.3%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)は「」
 第六十号(ヤシ二) 中「割合」や「割合」とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特別基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中において、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特別基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年14.6%の割合に年7.3%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)は「」

第六十号(ヤシ三) 中「割合」や「割合」とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特別基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中において、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特別基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年14.6%の割合に年7.3%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)は「」
 第六十号(ヤシ四) 中「割合」や「割合」とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中において、年7.3%の割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合とします。」や「以後」や「か

ら令和2年12月31日まで」及び「租税特別措置法」や「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法」及び「割合」とします。

令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）」と定める。

第二条第二十号中「平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3%の割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合とします。」や同条「以後」や「から令和2年12月31日まで」及び「租税特別措置法」や「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法」及び「割合」とします。

令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）」と定める。

附 則

(施行期日)

- この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和三年一月一日から施行する。（諸様式に関する経過措置）
- 改正前の宮城県県税条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の宮城県県税条例施行規則の規定によるものとみなす。

産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百十三号

産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

産業廃棄物税条例施行規則（平成十六年宮城県規則第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第十六号中「平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3%の割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合とします。」や同条「以後」や「から令和2年12月31日まで」及び「租税特別措置法」や「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法」及び「割合」とします。

令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）」と定める。

附 則

(施行期日)

- この規則が、令和三年一月一日から施行する。（経過措置）
- 改正前の産業廃棄物税条例施行規則の規定による様式第十六号については、当分の間、改正後の産業廃棄物税条例施行規則の規定による様式第十六号とみなす。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第二十七号

宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県県税事務取扱規程（昭和二十九年宮城県訓令甲第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表様式第五十四号の項中
 「法人事業税更正・決定・加算金決定
 特別法人事業税又は地方法人特別税更正・決定・加算金決定」

「
」を
法人 県民 税更正
法人 事業税又は地方 特別税更正
特別法人 事業税又は地方 特別税更正
様式第五十四号を様式第五十四号(その二)とし、同様式の次に次の一様式を加える。
「
」に改める。
法人 事業税又は地方 特別税更正
特別法人 事業税又は地方 特別税更正
加算金決定決議書(その二)
加算金決定決議書(その二)

様式第54号 (その2)

所 長	副 所 長	班 長	班 員	担 当 者	起 案	年 月 日
					決 裁	

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税更正（決定）
 法人事業税・特別法人事業税の ^{過少申告} _{不申告} 加算金決定 決議書
 重

次のとおり、更正決定し、通知してよろしいか伺います。
 所在地
 法人名

調 定 予 定 年 月 日	
通 知 予 定 年 月 日	
文 書 番 号 (通 知 番 号)	
更 正 請 求 年 月 日	
資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額	
資 本 金 の 額 及 び 資 本 準 備 金 の 額 の 合 算 額	
資 本 金 等 の 額	

この通知により納付すべき税額等		指定納期限	この通知により減少する税額等	
法 人 県 民 税			法 人 県 民 税	
法 人 事 業 税			法 人 事 業 税	
特 別 法 人 事 業 税			特 別 法 人 事 業 税	
過 少 申 告 加 算 金			過 少 申 告 加 算 金	
不 申 告 加 算 金			不 申 告 加 算 金	
重 加 算 金			重 加 算 金	
合 計			合 計	

課税番号	事業年度	申告区分	申告期限	申告年月日	税務官署処理年月日
	年 月 日 から 年 月 日まで				

課 税 標 準 税				県 民 税				
課 税 標 準	税 率	税 額	使 途 秘 匿 金 税 額 等					
1号事業又は2号事業	所得割	総 額		課税標準となる法人税額の総額				
		年 万円以下の金額		本県分の課税標準となる法人税額				
		年 万円以下の金額		法人税割額				
		年 万円を超える金額		道府県民税の特定寄附金税額控除額				
		計		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額				
	付加価値割	軽減税率不適用の金額		外国の法人税等の額の控除額				
		総 額		仮装経理に基づく法人税額の控除額				
		付 加 価 値 額		利子割額の控除額				
		資 本 制	資 本 金 等 の 額		差引法人税割額			
		収 入 割	総 額		既に納付の確定した当期分の法人税割額			
3号事業	収 入 割	収 入 金 額		租税条約の実施に係る法人税割額の控除額				
	所得割	総 額		既還付請求利子額が過大である場合の納付額				
	付加価値割	総 額		過不足法人税割額				
	資 本 制	資 本 金 等 の 額		均等割額				
	収 入 割	総 額		算定期間中において事務所等を有していた月数 円×月数				
合計事業税額				重加対象所得金額				
事業税の特定寄附金税額控除額		仮装経理に基づく事業税額の控除額	利関子割額に算	利子割額 控除した金額				
既に納付の確定した事業税額		租税条約の実施に係る事業税額の控除額	各種加算金	控除しきれなかった金額 既に還付請求した利子割額 既還付請求利子割額が過大である場合の納付額				
差引過不足事業税額				過少申告加算金				
内 訳	1号事業又は2号事業	所得割	付 加 価 値 割	通常分				
		資 本 割	収 入 割	加重分				
	3号事業	所得割	付 加 価 値 割	計				
減少する事業税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う繰越控除税額				不申告加算金				
				重加算金				
特別法人事業税								
課 税 標 準		税 率	税 額	県民税				
1号事業の所得割に係る特別法人事業税額				総数 本県				
2号事業の収入割に係る特別法人事業税額				従業者、固定資産価格、軌道延長				
3号事業の収入割に係る特別法人事業税額				総数 本県				
合計特別法人事業税				事務所等、発電用固定資産、電力容量				
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額				総数 本県				
既に納付の確定した特別法人事業税額				総数 軌道等				
租税条約の実施に係る特別法人事業税の控除額								
差引過不足特別法人事業税額								

附 則
 (施行期日)
 1 この訓令は、令和二年十二月十一日から施行する。
 (経過措置)
 2 改正前の宮城県県税事務取扱規程の規定による様式第五十四号については、当分の間、改正後の宮城県県税事務取扱規程の規定による様式第五十四号(その一)とみなす。

告 示

○宮城県告示第九百三十五号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

令和二年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種 類	図 書 類 の 名 称	発 行 所
一	書 籍	今日からアラブのお姫様!? ISBN9781418296150341	プランタン出版
二	雑 誌	9 実話BUNKAタブー 1月号 2021 05375101	株式会社コアマガジン
三	雑 誌	封印お宝スキャンダル 2020年12月号 VOL. 18	マイウェイ出版株式会社
四	雑 誌	17843112 EXMAX! 2020 12月号	株式会社楽楽出版
五	雑 誌	02299112 超激カワ!S級MAX! VOL. 8 2021年1月号	マイウェイ出版株式会社
六	雑 誌	0618711 別冊ラヴァーズ VOL. 5 68543178	株式会社大洋図書
七	雑 誌	17779112 BE・BOY GOLD2020 12月号	株式会社リブレ

八	書 籍	発 行 所
八	ブラック人生SP ISBN9781418019124221	株式会社竹書房
九	2 裏モノJAPAN 2021 1 01805101 実話ナックルズ2021年1月号	株式会社鉄人社
十	0487711 臨増ナックルズDX vol. 23 68543177	株式会社大洋図書
十一	ほんとうに怖い童話 2021年1月号 0810311	ぶんか社
十二	雑誌	

二 指定理由

図書類の内容が、一から七の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、八から十一の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、かつ著しく犯罪を誘発し、十二の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、かつ甚だしく残忍性を有し、かつ著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第九百三十六号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。

令和二年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五二一〇〇一九	放課後等デイサービス あおいそら一歩大崎市岩出山字浦小路百四番地三	放課後等デイサービス	一般社団法人くるる	令和二年十二月一日
○四五二二〇一〇六	放課後等デイサービス コシフレ蔵王刈田郡蔵王町大字塩沢字上野二十九番地二十一	放課後等デイサービス	株式会社ココシフレ	令和二年十二月一日
○四五二二〇一〇六	ほっとルーム船岡中柴田郡柴田町船岡中柴二丁目四番二号	放課後等デイサービス	ほっとファミリー株式会社	令和二年十二月一日

○宮城県告示第九百三十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和二年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四二一四〇〇二七八	ばんぶきん介護センター 東松島ステーション 東松島市矢本字上河戸六十六番二号	居宅介護 重度訪問介護	ばんぶきん株式会社	令和二年十二月一日
○四二二二一〇三〇四	アイビスカフェ船岡 柴田郡柴田町船岡中柴二丁目四番二号	就労継続支援 A	ほっとファーム株式会社	令和二年十二月一日
○四二二六三〇一九六	ステイジパス 宮城県七ヶ浜町境山二丁目十一番二十号	就労継続支援 A	一般社団法人ステイジパス	令和二年十二月一日
○四二二二一〇二九八	わ・は・わ南郷 遠田郡美里町二郷字高玉三号九番地	就労継続支援 B	社会福祉法人みんなの輪	令和二年十二月一日
○四一三二一〇〇三〇六	生活介護事業所そよ風 遠田郡美里町北浦字姥が沢七十四番地一	生活介護	クヌ 有限会社タツ	令和二年十二月一日
○四二二〇七〇〇五五一	グループホームひよこの家 名取市植松四丁目七番十一号	共同生活援助	株式会社AS NOWA	令和二年十二月一日
○四二二〇七〇〇五六九	グループホーム生葉の郷 名取市植松三丁目五番二十四号	共同生活援助	合同会社もも佳	令和二年十二月一日

○宮城県告示第九百三十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和二年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四一〇九一三〇二四	ステイジパス 多賀城市桜木三丁目四番一号みやぎ復興パークH2412	就労継続支援 A	一般社団法人ステイジパス	令和二年十二月三十日

○宮城県告示第九百三十九号

昭和四十二年宮城県告示第五百三十七号（奨励品種の指定）の全部を改正する。

令和二年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

優良品種の指定

主要農作物種子条例（令和元年宮城県条例第五十九号。以下「条例」という。）第十条の規定により決定された主要農作物の優良な品種（以下「優良品種」という。）は、次のとおりである。

一
稲

同	同	同	同	同	同	同	同	同	水稲 うるち	区分		
つや姫	コシヒカリ	げんきまる	だて正夢	東北一九四号	まなむすめ	ひとめぼれ	ササニシキ	トヨニシキ	やまのしずく	品種名		
山形七〇号 東北一六四号	農林二二号 農林一号	東北陸一八八号 東北一五二号	東北一八九号 東一一二六号	ササニシキ ひとめぼれ	チヨニシキ 東北一四三号	初星 コシヒカリ	奥羽二二四号 ササシグレ	奥羽七八号 奥羽二三九号	中部九四号 こころまち	両親 (父 母)		
平二二	平一三	平二二	平二八	平二五	平九	平三	昭三八	昭四九	平一九	優良品種 採用年次 (※)		
八・一一	八・一三	八・五	八・三	八・一	八・一	八・一	八・一	八・二	七・二七	出穂期 (月日)		
十・一	十・一	九・二二	九・一九	九・一四	九・一四	九・一四	九・一五	九・一六	九・九	成熟期 (月日)		
中間稈型	長稈 中間型	中間稈型	やや長稈 中間型	中稈 穂数型	中間稈型	中稈 偏穂数型	中稈 穂数型	中間稈型	中稈 偏穂数型	草型		
やや強	弱	強	やや強	やや弱	やや強	やや弱	弱	やや強	やや強	稈の 強弱 細太		
中	中	太	やや太	中	太	中	中	太	やや太			
稀・短・白	稀・短・白	短や 白や少	短中 白やや	少・短・白	短や 白や少	短や 白や少	少・短・白	少・短・白	少・短・白	芒の有無・ 芒の長短・ 稈先色		
上ノ中	上ノ下	上ノ中	上ノ中	上ノ下	上ノ中	上ノ中	上ノ下	上ノ中	上ノ中	品質		
南部平 地帯 仙 台 沿 岸 地 帯	南部平 地帯	山間高 冷地帯 円を 除く 県下	山間高 冷地帯 円を 除く 県下	北部、 南部 丘陵 地帯 及び 西部 丘陵 地帯	西部 丘陵 地帯 の標 高の 低い ところ 及び 三 陸 沿 岸 地 帯の 平地 部	平地 地帯	平地 地帯	平地 地帯	山間高 冷地帯 、西部 丘陵 地帯 、三 陸 沿 岸 地 帯	適地		
耐倒伏性 や強、良 質、良食味	良食味、 穂発芽性 難	耐倒伏性 強、多収	耐冷性強、 白米アミ ロース含 有率や低 い、良食味	耐冷性強、 良質、良 食味	いもち病 抵抗性中 (葉・強・ 穂)、耐 冷性や強 、良耐 食味	極良食味、 耐冷性強	良質、良食味	強稈、良質、 いもち 病抵抗性 や強(葉・ 穂)	耐冷性強、 良食味、 いもち病 抵抗性強	長所		
中耐冷性 中、穂発 芽性	耐倒伏性 弱、いもち 病抵抗性 弱(葉・ 穂)、低 温年には 登熟不 良		登熟温度 によりア ミロース 含有率が 変動	いもち病 抵抗性や 弱(葉・ 穂)		初数やや 少	耐倒伏性 弱・いもち 病抵抗性 弱(葉・ 穂)	穂揃い不 良、耐冷 性弱		短所		

二 麦

同	大麦	種別
シユンライ	ミノリムギ	品種名
東山皮六八号	東山皮一七号 コウケンムギ	両親 (父 母)
平三	昭四四	優良品種 採用年次 (※)
I	IV V	播性
四・二五	四・二八	出穂期 (月日)
六・五	六・七	成熟期 (月日)
中間型	長稈 稈数型	草型
長多・やや	多・長	芒の多少
閉	中	株の開閉
強	強やや	倒伏の難易
雪や耐寒性や 強性中・耐	強	耐寒雪性
-	中	耐病性 銹 うどんこ
やや弱	強	
中の上	中の上	品質
やや長	中	粒形 粒質
円く、山間丘陵地帯を除く 県内一	県下一円	適地
耐倒伏性強で 早生、中稈、 良質	中生、長稈、 強稈で耐倒伏 性やや強、 収量や強	摘要

同	同	もち水稲	同	同	同	同
こもちまる	みやこがね もち	ヒメノモチ	蔵の華	金のいぶき	たきたて	ゆきむすび
東北一六二七号	信濃糯三三 農林一七号	大系二二七 こがねもち	東北一四〇号 山田錦と東北一 四〇号のF1	北陸糯一六七号 たきたて	奥羽三四三 東北一五三三 号	東北一五七号 東八一〇
平二五	昭三三	昭五三	平九	平二八	平一三	平一九
八・八	八・七	七・二八	七・三一	八・六	八・三	七・二七
九・二五	九・二四	九・九	九・一二	九・二七	九・一九	九・九
中稈 偏穂重型	長稈 偏穂重型	中稈 偏穂重型	中稈 穂数型	やや長稈 偏穂数型	やや長稈 偏穂数型	中稈 偏穂数型
やや強	弱	やや弱	やや弱	中	やや強	中
やや太	太	太	中	やや細	中	中
やや少・や や短・褐	稀・短・褐	稀・短・白	中・短・白	少・短・白	少・やや短・ 白	少・短・白
上ノ下	上ノ下	上ノ中	上ノ下	中ノ上	上ノ中	上ノ中
北部、南部平 坦、西部丘陵 及び三陸沿岸	山間高冷地帯 を除く県下一 円	山間高冷地 帯、西部丘陵 地帯	平坦地帯及び 西部丘陵地帯 の標高の低い ところ	山間高冷地帯 を除く県下一 円	山間高冷地帯 を除く県下一 円	山間高冷地 帯、西部丘陵 地帯の標高の 高いところ及 び三陸沿岸地 帯
良質、多収、耐 冷性、もち病抵 抗性	良食味	良質、多収	大粒・酒造好適、耐 冷性やや強	耐冷性強、巨大胚、 良食味	低アミロース米、耐 倒伏性や強、もち 病抵抗性や強 (葉・穂)、耐冷性や 強	低アミロース米、耐 冷性強、もち病抵 抗性強(葉・穂)
山間丘陵地帯を除く 県内一	いもち病抵抗性弱 (葉・やや弱(穂))			いもち抵抗性やや弱 (穂)、登熟温度によ りアミロース含有率 が変動	穂発芽性中、登熟温 度によりアミロース 含有率が変動	耐倒伏性中、成熟期 がやや遅い

三 大豆

ハチナガ	ねあやこが	タンレイ	かずほの	品種名		
東山六二七	エンレイ	農林二六号	刈交七七八F5	両親	(父)	(母)
平八	平一	昭五三	平二〇	優良品種 採用年次	(※)	
七・二九	七・二七	七・二八	八・八	開花期	(月日)	
一〇・二四	一〇・二二	一〇・一六	一〇・二二	成熟期	(月日)	
中間型	中間型	中間型	中間型	生態型		
難	難	難	難	蔓化の 難易		
中	中	多	中	多少	毛茸の 色	
白	白	白	白	色		
八一	九一	七九	六〇	茎長 (cm)		
四・一	四・三	三・六	四・二	分枝数 (本)		
六一	六二	六五	一六〇	莢数 (個)		
黄	黄	黄	黄白	色	子実の 形状	
黄	黄	黄	黄	臍色		
楕円	球	楕円	球	形状		
中の上	中の上	中の上	中の上	品質		
県下除円	山間高冷地を除く	山間高冷地を除く	山間高冷地を除く	適地		
中、紫斑病抵抗性強	中生の晩、大の粒、倒伏性強	中生、中の大粒、倒伏性強	早生、極小粒、倒伏性強	概評		

同	同	小麦	同
夏黄金	シラネコムギ	あおぼの恋	ホワイト
一七〇a	東海八〇号	西海一七一号	東山系九六号
一七〇a	北陸四九号	関東一〇五号と F1のF1	東山系四三七
平二八	平元	平二〇	平二八
V	IV	II	I II
五・六	五・六	五・一	四・二六
六・二二	六・二二	六・一九	六・七
中稈型	中間型	中稈型	中間型
短極少・極	中やや少	やや多・ やや長	多・長
やや開	閉	中	中
強	強	中	強やや
耐寒性強	耐寒性強	-	耐寒性強
中	中	中	-
中	やや強	やや弱	やや強
中の上	中の上	中の上	中の上
硝子質	中間質	硝子質	やや長
山間丘陵地帯を除く	山間丘陵地帯を除く	山間丘陵地帯を除く	山間丘陵地帯を除く
中生の早、加工適性良	中生の早、加工適性良	難、製麺適正	多収良質

ロメギン	岩沼在来種の系 統分離	昭三六	八・二	一〇・三二	中間型	中	多	白	白	一一四	四・六	五五	黄白	黄	やや 楕円	中の上	県下平坦 地帯	晩生、極大粒、耐倒伏 性中、グイズモザイク ウイルス抵抗性中、紫 斑病抵抗性強
さぬさや	刘系五〇八号 1 刘交〇四五九F	平一八	七・二五	一〇・一六	中間型	難	中	白	七六	四・九	七二	黄白 黄	球	中の上	山間高冷 地を除く 県下一円	中生の晩、中の小粒、 耐倒伏性中、グイズモ ザイクウイルス抵抗性 強、紫斑病抵抗性や 強、リボキシンゲナー ゼ・グルーブAアセチ ルサポニン欠失		

※条例附則第四項の規定により優良品種とみなされた品種については、主要農作物の優良な品種として知事が決定した年とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用する。

○宮城県告示第九百四十号

安全性に関する検査

令和2年7月収去

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、令和二年七月、八月及び九月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

令和二年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年 月	試 験 項 目	違反の有無及び違反の内容
株式会社富士飼料登 米TMRセンター 登米市	同左	TMRグリーンパズスE	R02.7	動物性飼料ー肉 骨 粉 等	無
朝日精麦株式会社 登米市	同左	こだわり前期	R02.7	動物性飼料ー肉 骨 粉 等	無

令和2年8月収去

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製 造 (輸 入) 年 月	試 験 項 目	違反の有無及び違反の内容
一般財団法人蔵王酪 農センター 蔵王町	同左	大胃造	R02.8	動物性飼料ー肉 骨 粉 等	無
バイオバンク株式会 社 名取市	同左	RB-2000	R02.8	動物性飼料ー肉 骨 粉 等	無

令和2年9月収去

製造事業場等の名称及び所在地 ナーリン株式会社 大郷町	収去場所 同左	飼料の名称 ネオ・ナーリン	製造 (輸入) 年 月 R02.9	試 験 項 目 動物性飼料・肉 骨 粉 等	違反の有無及び違反の内容 無
-----------------------------------	------------	------------------	----------------------------	--------------------------	-------------------

栄養成分に関する検査
令和2年9月収去

製造事業場等の名称及び所在地 株式会社サイボク飼料 栗原市	収去場所 同左	飼料の名称 肥育用1	製造 (輸入) 年 月 R02.9	試 験 項 目 栄養成分等一粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	違反の有無及び違反の内容 無
-------------------------------------	------------	---------------	----------------------------	---	-------------------

(注) 飼料又は飼料添加物の区分の欄中「◎」とあるのは、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づき規格適合表示飼料であることを示す。

○宮城県告示第九百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和二年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所
牡鹿郡女川町竹浦字鮑古一の一・出島字福合浦九の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
魚つき

三 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和二年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
石巻市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年十二月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 築館登米線

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後	
栗原市築館字萩沢後沢道北二番三地先から 同市築館字萩沢前四一番一地先まで		前	敷地の幅員 (メートル)
		後	敷地の延長 (メートル)
		九・四〇 六五・〇	一、七四〇・八

○宮城県告示第九百四十四号

景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第一項の規定により、仙南地域広域景観計画を定めたので、同法第九条第六項の規定により次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和二年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 効力の発生する日

令和三年七月一日

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百四十五号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画地区計画

2 名称

長喜城東地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百四十六号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、蔵王町土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。
令和二年十二月十一日

宮城県大河原地方振興事務所

所 長 笹 出 陽 康

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和二年十月二十九日	齋藤 義範	刈田郡蔵王町大字塩沢字宮ヶ内脇十五番地	理事

二 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和二年四月二十三日	佐藤 保男	刈田郡蔵王町大字塩沢字大山七十一番地	理事

○宮城県告示第九百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、美里東部土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。
令和二年十二月十一日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 富 田 政 則

退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和二年十一月三十日	鈴木 龍一	遠田郡美里町木間塚字押切西八番地	理事

選挙管理委員会

○宮選管告示第百二十二号

令和二年十二月一日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

宮城県選挙管理委員会

委 員 長 皆 川 章 太 郎

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、六四三

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三四一、五一七

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	八二、一〇四	岩沼選挙区	一一、一五四
宮城野選挙区	五三、二六〇	登米選挙区	二二、二〇七
若林選挙区	三八、六〇二	栗原選挙区	一九、二二七
太白選挙区	六四、九七五	東松島選挙区	一一、一五五
泉選挙区	五九、八九〇	大崎選挙区	三六、三二七
石巻・牡鹿選挙区	四二、二九七	富谷・黒川選挙区	二五、四八八
塩釜選挙区	一五、四一一	柴田選挙区	二二、八七三
気仙沼・本吉選挙区	二一、六一九	亘理選挙区	一三、〇六七
白石・刈田選挙区	一三、三七七	宮城選挙区	一三、八九八
名取選挙区	二一、五九三	加美選挙区	八、四〇九
角田・伊具選挙区	一一、九五九	遠田選挙区	一一、五二二
多賀城・七ヶ浜選挙区	二二、六四八		

○宮選管告示第百十三号

令和二年十二月一日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和二年十二月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

三四一、五一七